

(仮 称) 今 ノ 山 風 力 発 電 事 業

環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の

意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和元年11月

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和元年9月3日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和元年9月3日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

・高知新聞

② インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙2 参照]

・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 3 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・高知県林業振興・環境部環境共生課 (高知県高知市)
- ・土佐清水市市民課環境室 (高知県土佐清水市)
- ・三原村総務課 (高知県幡多郡三原村)

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<http://jwe.co.jp/>

(4) 縦覧期間

令和元年 9 月 3 日 (火) から令和元年 10 月 4 日 (金) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 4 名であった。

(内訳) 土佐清水市市民課環境室	2 名
三原村総務課	2 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

<土佐清水市>

- ・開催日時：令和元年9月20日（金）19時00分から20時30分まで
- ・開催場所：三崎市民センター（高知県土佐清水市三崎浦一丁目8番1号）
- ・来場者数：9名

<三原村>

- ・開催日時：令和元年9月21日（土）13時00分から14時10分まで
- ・開催場所：三原村農業構造改善センター（高知県幡多郡三原村宮ノ川1130番地）
- ・来場者数：12名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙3 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和元年9月3日（火）から令和元年10月18日（金）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は4通、意見総数は10件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は10件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	今ノ山山頂付近のアカガシ林は自然度が高く希少な植生なので十分に配慮して下さい。また、その中を通るように設置されている登山道は市民が自然に触れ合う場です。工事後（中）も通行できる状態であることを望みます。	ご意見のとおり、これまでに行った文献調査の結果から、今ノ山山頂付近に自然度の高いアカガシ林が分布していることが判明しております。今後の現地調査において、アカガシ林の分布範囲等を調査し、可能な限り改変を避ける等、配慮に努めてまいります。 また、登山道については、施設の稼働後も住民の皆様が通行できるよう、検討を進めてまいります。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>まず、住民説明会がほとんどの人に知らされていないまま開き、住民からは何の意見もなかったかのような既成事実を作るだけの説明会自体が問題であると考えます。</p> <p>このように大規模に計画しようとするならば、もっと地域住民に周知させてから行う必要がありますし、様々な意見を聴取し、最終的に全住民が納得出来る形にならなければ、たとえ法令等をクリアし、国からの認可を受けたとしても、過去の事例から鑑みても県、市・村の長からの同意は得られないものと考えています。</p>	<p>説明会の周知が不十分であったとのご指摘、恐れ入ります。弊社としても、ご指摘のとおり、地域住民の皆様に対しては十分な周知、説明がなされるべきと考えております。今回は新聞広告に加え、関係地区に対しまして放送により周知させて頂きました。今後の説明会の周知については、各自治体が発行する広報誌を利用する等、住民の皆様幅広く周知出来るよう対応してまいります。また、説明の機会についても、法定の説明会のみではなく、住民の皆様のご要望があれば、その都度説明に伺いたいと考えております。</p>
3	<p>また、純粹に自然エネルギーを推進し、自然豊かな高知県にあった事業展開を考えるならば、今回の計画はあまりにも大規模で、環境的・景観的にも全く沿わないものと考えます。しかしながら、ここまで大規模に計画・実行し、採算ベースに乗せられる発電量を得なければ、送電線の設置コストも賄えないでしょう。よって、この度の計画は無謀であると断言します。早急に白紙撤回を求めます。</p>	<p>今後の環境影響評価手続きを通じ、景観も含めた環境への影響を可能な限り回避、低減する計画となるよう検討してまいります。</p> <p>なお、現地の風況については現在観測中ですが、方法書にお示しした事業計画を実現することで事業性は確保出来るものと考えております。</p>
4	<p>この意見の背景には様々ありますが、決定的なのは、計画している風力発電機の設置箇所 36 基のうち、南端に位置する 2 基については資料の地図上では、土佐清水市三崎穴ノ木山になるかと思いますが、当方地権の山林に当たり、広葉樹施業の林地として活用しております。資料にあるような巨大な風力発電機を設置する事自体に反対を表明します。</p> <p>また、この計画を立てる前段階で当該地権者に説明もなく、ただ地図上で「尾根伝いで条件が良さそうだから」として立案している様に見受けられます。そうすると、当然環境アセスメントの調査を進める上で必ずクリア出来ない問題が多々起こってくると考えます。</p>	<p>現時点は計画初期のため、地権者様には必要な時期にご連絡をさせて頂く事で考えております。今後事業の確度が高まった段階において、各土地権者様に対しては土地借用に係る協議をお願いしたいと考えております。</p>
5	<p>御承知のように今ノ山界限は、生物多様性こうち戦略中にある特定植物群落や、高知県絶滅危惧 I 類の生息エリアもあり、開発場所がそこから外れていたとしても、工事の段階で影響が充分懸念されます。</p> <p>また、計画の地先にある三崎川・西の川流域は、自然再生推進法に基づく竜串自然再生を目的とした地域住民・行政・有識者で組織する協議会があり、海域公園指定の竜串湾の環境保全をベースに山林域の保全にも努めている所です。</p>	<p>今後の環境影響評価手続きを通じ、工事中における自然環境への影響についても検討してまいります。</p> <p>また、竜串自然再生事業については把握しております。本事業においても、道路部や風車ヤード造成に伴う樹木伐採を最小限とする、各ヤードには沈砂池を設置する等の環境保全措置や濁水防止対策を検討し、濁水発生の防止に努めてまいります。</p>
6	<p>仮に着工し、工事の進捗とともに各モニタリングをして、もしも影響が認められた場合の対処や、その責任は負いきれないものと考えます。</p> <p>したがって、この計画については撤回いただき、この地に一番相応しい純粋な自然エネルギー推進を目的として展開出来る内容を提示していただければ、貴社の企業理念にも賛同される声が集まるかと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。</p>	<p>今後の環境影響評価手続きを通じ、環境への影響を可能な限り回避、低減する計画となるよう検討してまいります。本事業で環境影響を評価した結果は、国や高知県において審査に諮られます。審査会には各分野の専門家が在籍しており、もし環境影響が著しいという判断が下されれば、更なる環境保全措置を検討することとなります。</p> <p>また、施設の稼働後に影響が生じた場合は、弊社の責任において適切に対応してまいります。</p>

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>三原村の何もない自然風景に魅了され、移住して来ました。これ以上、人工物を増やさないで下さい。</p> <p>三原村は『水源のしずく』というブランド米を栽培しています。水源の山脈に人工物を建てないで下さい。</p> <p>雨が降れば、水がにごります。</p> <p>水がにごれば、『水源のしずく』は、実現しません。</p> <p>事業をすすめないで下さい。</p>	<p>対象事業実施区域の周辺河川への濁水の流入を防止するため、作業ヤードに沈砂池を設置する等、濁水防止対策を適切に実施してまいります。</p>

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>①まず超低周波音被害が三原村全域に及ぶと思われます。住民が1,500人程でしょうか。すると数十人の風車病患者が生まれ、村外転居を強いられると思います。地価も下がり、移住者も来なくなります。</p>	<p>風力発電機から発生する騒音及び超低周波音については、環境省が全国規模の実測調査を行っており、最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年5月)において、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」と整理されております。</p> <p>今後の環境影響評価手続きを通じ、超低周波音も含めた音環境について、影響の低減に努めてまいります。</p>
9	<p>②土砂の搬出は無いとのことですが、10トンダンプ300万台?程度の土砂を山頂部あるいは線部に留めることとなり、南海大地震、台風、集中豪雨等々で崩壊、水源を汚し、谷や沢や川を埋没させ、人家や畑にも被害が出ます。その度に村費で防災工事を行うことになるのでは……。</p>	<p>基礎部等の掘削土は山頂や稜線部に留めることはなく、取付け道路内の利用や土捨場内にて処分する予定です。</p> <p>従って地震や台風等により被害を誘発させることはないと考えています。</p>
10	<p>③風車の耐周年限は17年と言われていますが、一基の風車の撤去費用は1億円以上とか、36億円以上の撤去費用をジャパンウィンドエンジニアリングが支払えるのか。1/3が補助金であるといわれているが補助金目当てでは?以上!!</p>	<p>弊社がこれまでに実施してきたどの事業においても、撤去費用は毎年積み立てを行っております。</p> <p>また、風力発電機の耐用年数は一般に20年と言われておりますが、メンテナンスを適切に行うことで20年以上保つ可能性もございます。</p>

日刊新聞に掲載した公告

・高知新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」山風力発電事業
環境影響評価方法書」を審査し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社ジャパンウインド
エンジニアリング

代表者の氏名 代表取締役 三原谷 明

事務所の所在地 東京都港区赤坂二丁目九番三号
第一松浦ビル二階

二、事業の名称 (仮称)山風力発電事業
種類 風力発電所設置事業

規模 発電設備出力 最大十九万八千キロワット

三、対象事業実施区域 高知県土佐清水市及び幡多郡三原村

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
高知県土佐清水市及び幡多郡三原村
高知県林業振興・環境部 環境共生課
土佐清水市民環境課 三原村地域課
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

五、審査の場所・時間
電子審査 <http://www.colp.it>
期間 令和元年九月三日(火)から
令和元年十月四日(金)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の
見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見
(意見の理由を含む)をご記入のうえ、審査場所に備え付けて
持ります。意見書は、ご投函くださるか、令和元年十月十八日
(金)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

- 一、三原市民センター(高知県土佐清水市三原浦一丁目八番一号)
開催日時 令和元年九月二十日(金)十九時より
- 二、三原村農業構造改善センター
(高知県幡多郡三原村宮ノ川一三〇番地)
開催日時 令和元年九月二十一日(土)十二時より

八、問い合わせ先 株式会社ジャパンウインド エンジニアリング
〒107-0051 東京都港区赤坂二丁目九番三号
第一松浦ビル二階
電話 〇三六四四(一)三六四八(担当)中津誠

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング

お電話にお問い合せください
TEL 03-6441-3648 (2017年8月1日より変更しました)
受付時間 9:00 - 18:00 [土・日・夜日除く]

お知らせ

※PDFファイルのダウンロードにはAdobe Readerが必要です。

【仮称】今ノ山風力発電事業 環境影響評価方法書の掲載について

掲載日: 2019年9月3日 (最終更新日時: 2019年9月3日)

(仮称)今ノ山風力発電事業 環境影響評価方法書の掲載について

2019年9月3日

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング

年別アーカイブ

- ☐ 2019年
- ☐ 2017年

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)今ノ山風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を令和元年9月2日付で経済産業大臣に届け出るとともに、高知県知事、土佐清水市長、三原村長に送付しました。

方法書について、下記の要綱にて説明し、説明会を開催いたします。

1. 方法書の要綱

(1) 説明場所

高知県:高知県林業振興・環境部 環境共生課

土佐清水市:土佐清水市市民課環境室

三原村:三原村総務課

(2) 説明日時

令和元年9月3日(火)～令和元年10月4日(金)

(3) 説明時間

いずれも、土・日・夜日を除く開庁時

2. 方法書の電子掲載

方法書及び誓約書は令和元年10月4日(金)まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※方法書及び誓約書は、Internet Explorer及びAdobe Acrobat製品(正規品)でのweb上で閲覧可能となっておりますので、ご注意ください。

【電子掲載】

・ 方法書

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及びまたる事務所所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

第4章 計画開発区域事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 計画書に対する経済産業省意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省が定めた事項

第8章 環境影響評価方法書を発行した事業者の名称、代表者の氏名及びまたる事務所所在地

会社編

誓約書

